

議案第 33 号

飛騨市家畜診療所設置条例について

飛騨市家畜診療所設置条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家畜衛生の向上を図るとともに、品種の改良及び増殖を促進し、畜産の振興及び経営の改善を図るための施設の設置に伴う制定

飛驒市家畜診療所設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、飛驒市家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、家畜衛生の向上を図るとともに、品種の改良及び増殖を促進し、もって畜産経営の進展に寄与するため、家畜診療所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 家畜診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 飛驒市家畜診療所

位置 飛驒市古川町上野571番地1

(分掌業務)

第4条 家畜診療所の分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜衛生の向上及び普及に関すること。
- (2) 家畜疾病の予防、診断及び治療に関すること。
- (3) 家畜自衛防疫業務に関すること。
- (4) 家畜受精卵移植に関すること。
- (5) 家畜人工授精に関すること。

(組織)

第5条 家畜診療所に、獣医師資格を有する職員を置く。

(診療費等)

第6条 家畜診療所の利用に伴う診療費等の額は、別表に定める額とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	金額
診療費	診療その他の行為によって負担すべき費用は、農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条に規定する農林水産大臣の定める点数及び1点の価格（以下これらを「算定基準」という。）によって算定した額とする。ただし、算定基準に定めのない診療に係る診療費については、所要原価を基準として市長が別に定める額とする。
初診料	1病傷につき 1,300円
各種文書料	指示書、診断書及び各種証明書等 1通につき1,000円
妊娠診断	1頭につき 300円
去勢	無血去勢 1頭につき1,000円 観血去勢 12か月齢未満 1頭につき3,000円 12か月齢以上 1頭につき5,000円
除角	12か月齢未満 1頭につき2,000円 12か月齢以上 1頭につき3,000円
家畜人工授精	1回につき 2,000円
受精卵移植	1回につき 5,000円
受精卵採卵	1回につき 20,000円（薬代別途）
注射	1回につき 210円（共済金の対象とならない診療）
薬剤投与	1回につき 210円（共済金の対象とならない診療）
薬価基準表以外薬品等	納入価格（税抜き）に1.20を乗じ、10円未満を切上げた額

飛騨市家畜診療所設置条例（案）要旨

1 制定の趣旨

家畜衛生の向上を図るとともに、品種の改良及び増殖を促進し、畜産の振興及び経営の改善を図るための施設の設置に伴う制定

2 制定の背景

飛騨農業共済事務組合を含む岐阜県内の農業共済組織は、令和2年4月1日に1組合に合併することが決定している。これまでは、構成市村の獣医療を行うため、飛騨農業共済事務組合に診療所を設置していたが、新組合は管轄範囲が広範に及ぶため飛騨地域だけの家畜診療所を設置できないことから、飛騨市において家畜診療所を設置するもの。

3 設置の概要

名 称	飛騨市家畜診療所
位 置	飛騨市古川町上野571番地1

4 施行日 令和2年4月1日